

○警察用車両を通行禁止道路の交通規制適用対象から
除外する告示の施行について

〔昭和51年11月24日〕
甲通達（交企）第47号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第8条第1項の規定に基づく通行禁止道路における警察用車両に対する交通規制の適用対象除外指定および通行許可等の取扱いについては、山梨県道路交通法施行細則（昭和35年山梨県公安委員会規則第7号）第5条の2、第1項第1号および第2号に規定されている緊急公務に使用中の車両のみ、あらかじめ交通規制の適用対象から除外されていたが、今般、警察責務の広範性等警察公務の特殊性および関係事務の合理化等の要請から別添のとおり公安委員会告示により緊急時以外においても犯罪の捜査、交通取締りその他警察責務遂行のため使用中の警察用車両については車両通行禁止（他の車両通行禁止に関連して規制する指定方向外進行禁止を除く指定方向外進行禁止および一方通行を除く。）の対象車両から除外することとされたので、これが運用に遺憾のないようにされたい。

別添

山梨県公安委員会告示第41号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づいて指定されている車両通行禁止の対象車両から除外する車両を次のように定め、昭和51年12月7日から施行する。

昭和51年11月24日

山梨県公安委員会

委員長 河内敬次郎

道路交通法第8条第1項の規定に基づく車両通行禁止（他の車両通行禁止に関連して規制する指定方向外進行禁止を除く指定方向外進行禁止および一方通行を除く。）の対象車両から除外する車両。

山梨県道路交通法施行細則（昭和35年公安委員会規則第7号）第5条の2第1項第1号および第2号に定めるのほか、犯罪の捜査、交通取締り、その他警察の責務遂行のため使用中の警察用車両。